

指定居宅介護支援事業所

ケアプランセンター讃照庵 運営規程

制定施行	令和4年9月1日
改定施行	令和5年11月1日
改定施行	令和6年4月1日

指定居宅介護支援事業所ケアプランセンター讃照庵 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社讃照庵が設置する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行なう、指定居宅介護支援事業（以下「当該事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営等に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある方が、可能な限り暮らし慣れた地域の中で、社会活動及び生活行為の主体者として生活を継続することができるように支援するとともに、気軽に相談にできる地域の中の窓口として各種相談に適切に対応し、もって地域福祉の向上を図り、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 運営の方針は次のとおりとします。

- 1 事業所は、ご利用いただく方の心身及び生活の特性を踏まえ、暮らし慣れた地域の中で可能な限り自律した日常生活を営むことができるように、日常生活全般に係る必要かつ適切な支援・相談を行なうとともに、ご家族の負担感軽減のお手伝いをしていきます。
- 2 適正な居宅サービス等が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立って居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。
- 3 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整に努めます。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、自らその提供する事業の質の評価を行なうとともに、常にその向上を図ります。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 当該事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称	指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンター讃照庵
所在地	岐阜県下呂市金山町金山3479-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 1 介護支援専門員 1名（管理者兼務1）
介護支援専門員は、当該事業の提供にあたります。

2 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行ないます。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日を除きます。
- 2 営業時間 午前8時15分から午後5時15分。

(居宅介護支援事業の内容及び料金等)

第6条 当該事業の内容は次のとおりとします。

- 1 要介護認定の申請に係る相談
被保険者の要介護度認定に係る申請手続等について、申請者及び本人の求めに応じ、必要な相談に対応します。
- 2 要介護認定の申請に係わる代行
被保険者の要介護認定の申請について、申請者及び本人の委託を受け、申請書の作成、提出等、申請に必要な手続を代行します。
- 3 居宅サービス事業者等の情報提供
要介護認定を受けた被保険者が、自ら選択してサービスを利用できるよう、利用申し込みの求めに応じ、指定事業者及び基準該当サービス事業者等の情報を提供します。
- 4 居宅サービス計画作成に先立つ課題分析
居宅サービス計画の作成に先立って、原則利用者宅を訪問の上、面接の趣旨を利用者及び家族に説明し、理解を得て状況調査を行ない、利用者の心身の状況、その置かれている環境、生活状況等を勘案して、課題の分析を行ないます。
- 5 主治医の意見の尊重
利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望する場合、その他必要な場合は、利用者の同意を得て、主治医の意見を求めるものとし、居宅サービス計画に医療サービスを位置づける場合は、当該医療サービスに係わる主治の医師等の指示がある場合に限り行ない、医療サービス以外の居宅サービス等を位置づける場合は、当該居宅サービス等に主治の医師の医学的観点からの留意事項を尊重して行なうものとし、
- 6 サービス担当者会議の開催
居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次に掲げる場合に開催します。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等を行うものとし、

- 1 新規に要介護認定を受けた場合
- 2 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- 3 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合
- 4 福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づけた場合（必要に応じて随時）
- 7 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意
居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び生活上の課題の分析結果に基づき作成します。作成した原案は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとします。
- 8 居宅サービス計画の交付
居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の担当者に交付します。
- 9 実施状況の把握
居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、少なくとも月に1回は居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行なうとともに、少なくとも1月に1回、実施状況を把握しその結果を記録します。
- 10 居宅サービス計画の変更
居宅サービス計画の変更を必要とする場合は、第4号から第9号に規定する業務を行なうものとします。
- 11 介護保険施設の紹介その他の便宜の提供
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供します。
また、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供し連携を図ります。
- 12 退院・退所の際の居宅サービス計画の作成
介護保険施設から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、居宅介護サービス計画の作成等の援助を行なうものとします。
- 13 要介護認定の更新の申請の援助
利用者の求めに応じ、要介護認定の有効期間満了1ヶ月前には、更新の申請が行なえるよう必要な援助を行ないます。
- 2 前項の第3号から第12号までの指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は徴収しないものとします。

(事業実施地域)

第7条 当該施設の実施地域は、下呂市金山町内とします。

(職員の研修)

第8条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとします。

- | | |
|---------|----------|
| 1 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| 2 継続研修 | 年1回以上 |

(苦情の処理)

第9条 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要は、事務所に掲示するとともに、サービスの内容の説明書に記載します。

(利用者及び家族の情報の秘密保持)

第10条 介護支援専門員及びその他の従業者は、正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守します。

- 2 介護支援専門員及びその他の従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

(その他)

第12条 この規程に定める規定の外、その運営に関する重要事項は、事業所の管理者が定めるものとします。

附 則

この規程は令和4年9月1日から施行します。

この規程は令和5年11月1日から施行します。

この規程は令和6年4月1日から施行します。